

三重県内の最低賃金

三重労働局
労働基準監督署

三重県最低賃金

時間額 **1,087** 円

(令和7年11月21日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。
なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。
また、派遣労働者については、派遣先の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金 (適用業種欄(E〇〇〇)は日本標準産業分類項目コード)

最低賃金件名 最低賃金額 (効力発生日)	適用業種 日本標準産業分類(令和5年7月改定)に基づいたもの	当産業の最低賃金が適用されない者 (三重県最低賃金が適用される者)
三重県電線・ケーブル製造業 最低賃金 時間額 1,097 円 (令和7年12月21日発効)	(1) 電線・ケーブル製造業(E234) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 書類等の複写、集配又は簡易な入力業務 ハ 手作業による軽易な包装、箱詰め又は運搬の業務
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業 最低賃金 時間額 1,111 円 (令和7年12月21日発効)	(1) 建設機械・鉱山機械製造業(E262)のうち建設用ショベルトラック製造業 (2) 自動車・同附属品製造業(E311) (3) 船舶製造・修理業、船用機関製造業(E313) (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業(E315) (5) その他の輸送用機械器具製造業(E319)(自転車・同部分品製造業を除く。) (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 賄いの業務 ハ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務 ニ 手作業により又は手工具若しくは小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、かしめ、穴あけ、取付け、選別、検数又は材料若しくは部品の送給、取りそろえの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。) ホ 手作業による簡単なさび落とし、塗装若しくはメッキにおけるマスキング又はさび止めの処理の業務

※1 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 ② 時間外、休日及び深夜割増賃金 ③ 臨時に支払われる賃金 ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※2 最低賃金の減額特例

次に掲げる労働者については、使用者が三重労働局長の許可を受けた時は、減額された額により最低賃金の効力についての規定が適用されます。

① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者 ② 試の使用期間中の者 ③ 認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの ④ 軽易な業務に従事する者
⑤ 断続的労働に従事する者

※3 「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の取り扱いについて

「三重県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、**高い方の最低賃金額以上の賃金**を支払わなければなりません。

従って、「**三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金**(時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効)」、「**三重県一般機械器具製造業最低賃金**

(時間額762円 平成15年12月15日発効)」、「**三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金**(時間額843円、平成27年12月20日発効)」、「**三重県ガラス・同**

製品製造業最低賃金(時間額923円、令和3年12月21日発効)」、「**三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金**(時間額

1,031円、令和6年12月21日発効)」が適用される労働者については、**三重県最低賃金**(時間額1,087円)の**金額以上の賃金**を支払わなければなりません。

「最低賃金」についてのお問合せは、三重労働局労働基準部賃金室(電話059-226-2108)又は最寄の労働基準監督署へお願いします。

三重労働局ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/home.html>)、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)もご参照ください。